

国府居宅介護支援事業所運営規定

(事業所の目的)

第一条 社会福祉法人 有誠福祉会が開設する国府居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）は、支援者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「支援専門員」という）が、在宅の要支援者及びその家族に対して、適切な介護相談や介護サービス計画等の居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条 1) 当事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者様に居宅介護支援を提供いたします。
2) サービス事業者の選定にあたっては、特定の種類、又は特定の居宅サービス事業所に偏ることのないよう、公正中立に常に利用者の立場に立った 居宅介護支援の提供に努めてまいります。
3) 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域包括支援センター・地域の保健所・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

(事業所の名称及び所在地)

第三条 名称 国府居宅介護支援事業所
所在地 徳島県徳島市国府町早淵 734 番地

(職員の職種、員数及び職務内容、協力体制)

第四条 事業所に勤務する職種、員数及び内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名
管理者は主任介護支援専門員の資格を有し、職員管理及び業務管理全般を統括するとともに自らも苦情処理に当たるものとする。
- 2) 介護支援専門員
管理者の指揮監督の下に、介護保険制度上のサービス提供はもちろん、介護保険制度の対象とならない保健福祉サービスについても積極的に取り組むものとする。指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数は、介護支援専門員一人当たり、介護保険制度に準ずる人数とする。
- 3) 事務員（常勤で兼務）
必要な事務を行う。
- 4) 困難事例の対応や支援内容の判断に窮した場合は、管理者を中心に話し合いの場を持ち、協力して居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日～金曜日
- 2) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(但し、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。)

(通常の業務実施地域)

第六条 通常の業務実施地域 徳島市、名西郡、板野郡、吉野川市

(居宅介護支援事業の内容及び利用料)

第七条 支援内容は次のとおりとし、利用料は厚生大臣が定めた額とする。

1) 居宅サービスの計画立案の援助

介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画の作成を支援する。

2) 居宅サービス計画作成後の援助

利用者の居宅を訪問し、家族、利用者と継続的に連絡をとり、利用者の実情を常に把握する。

苦情相談窓口を設け、ケアプランの調整、点検を行う。

3) 要介護認定申請等の援助

要介護認定を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて、速やかに要介護の申請が行われるよう必要な援助を行う。

4) 施設入所への支援

利用者が施設への入所を希望した場合、適切な施設を紹介、その他必要な援助を行う。

5) 職員の処遇の充実

介護支援専門員に対し計画的に研修を実施し、自己研鑽に努める。

(緊急時における対応方法)

第八条 居宅介護支援事業の実施中に利用者に緊急事態が生じた場合は、速やかに適切な処置を講じるとともに管理者に報告する。

(虐待防止に関する事項)

第九条 事業者は、利用者の権利擁護・虐待などの防止のため、次の措置を講ずるものとする。

1) 虐待防止委員会を設置し責任者を施設の長とする。

2) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施。

3) 利用者及びその家族からの苦情処理体系の整備。

4) その他虐待防止のための必要な措置。

5) 事業所はサービス提供中に、当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等支援者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第十条 従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

1) 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

2) 事業継続計画（BCP）の策定

災害等の緊急事態に事業の継続、早期復旧を図る事ができるよう、平常時より施設内において〔①利用者、職員の安否状況②人員の確保③物資（食料等）備蓄状況④情報の取得、伝達〕を事前に取り決めておき有事の際には迅速かつ的確に行動出来るように取り組んでいく。

(衛生管理)

第十一條 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染予防に関する会議などにおいてその対策を協議し、対応指針などを作成し提示を行う。また、研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(苦情・ハラスメント)

第十二條 1) 苦情があった場合は、迅速に対応し、管理者が必要と判断した場合は、管理者を含み検討会議を行い、検討の結果及び具体的な回答を苦情主訴者に伝え、理解を求める。
2) 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指す。また、利用者が、事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止し、対応を行うようにする。

(その他運営についての留意事項)

第十三條 1) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及びサービス機関等から提供された情報は、関係者以外に漏らしてはならない。
2) 職員であったものは、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の内容とする。
3) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人有誠福祉会理事長と事業所との協議に基づいて、定めるものとする。

附則 この規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。